



## Column

## 所長加納が思う つれづれなるコトバ

### 半歩先を行く

去る6月13日に東京青年税理士連盟の定期総会が開催され、新執行部が発足したことにより、私は昨年より就任していた会長を退任致しました。

退任の前日に一人で会長としての1年間を振り返り、青税行事に参加した日数を数えてみましたが、そしたら何と155日でした。1日に2つの行事に参加したことも何度かありましたので、年の半分近く青税に直接関わったこととなりますね。多数の行事に参加することについて就任前に心構えはしていたものの、こう見えても私、余り体が強く無いことを自覚しているので正直不安はありました。しかし大きく体調を崩すことなく乗り切れたことは、本当に奇跡だと思っております。これもひとえに一緒になって積極的に動いてくれた部長を始めとする執行部の面々、また時として叱咤激励をして頂き、的確なアドバイスを下さった歴代会長を始めとする諸先輩方のお力があったことだと思います。更に会長職を務めている最中、家族やスタッフにも負担を掛けたと思いますが、活動に理解してくれたのにも本当に感謝しております。おかげで大過なく会長職を務め上げることが出来たと思いますし、活動を誰よりも楽しく堪能することが出来ました。その一方、だいぶ疲れが溜まったことも事実ですし、お腹に脂肪が溜まったことも事実なので(笑)、しばらくはその回復に努めていきたいですね。

さて会長職を遂行するに当たり、意識していたことがいくつかあります。特に楽しく有意義に会員が活動できるよう環境整備をすること。またそれらの活動を運営するに当たり、効率化、省力化、省コスト化を図ること。そして組織の認知度を上げ、会員を増やすことに注力して参りました。これらを進めていく上で、今までにやって無かったことをやる必要もあったりします。そんな時は役員に提案をしてコンセンサスを取るのが常道なのですが、組織の中ですとこういった提案はしばしば抵

抗に合うんですね…特に青税の役員は皆手弁当で活動を支えているだけに、余計な業務が増えることに対してすごく敏感なことを認識しました。とは言え効率化、省力化を図るために私も提案しているので、何とか理解して頂きたいと常々思ったものです。そこでこのように中々受け入れられていないと感じた時は、時間をかけて説明していききました。そういった意味では会議後の懇親会(飲みニュケーション)が重要であることも改めて分かった次第です。また過去に私が提案した事項で当時は受け入れられなかったことが、時を経て今回受け入れられたものもありました。そこで私は過去に聞いた「三步先を読み、二歩先を語り、一歩先を照らす」という言葉を思い出しました。

この言葉は本田技研工業の創業者・本田宗一郎の右腕として知られる副社長、藤沢武夫が残した経営哲学で、リーダーが組織を導く上で必要な「先見性」「ビジョン」「実行力」を段階的に表しています。具体的には、刻々と変化する情勢やリスクを的確に予測・洞察し(三步先を読み)、見据えた未来のビジョンや戦略を、仲間や組織に明確に伝え、共有し(二歩先を語り)、組織が今すぐ進むべき道、又は現場のメンバーが直面している課題に対して、自らが身をもって道筋を示す(一歩先を照らす)ことであります。実はこの言葉、私が勤めていた飲食業時代の社長から、成功のメソッドなので良く覚えておくように言われておりました。更に正確に言えば「半歩先」で十分で、むしろそのくらいの方が、機が熟し、需要が見えやすくなっている分、成功の確率は高くなるよと。

大過なく会長職を務め上げることが出来たのは、前職の社長の力もあったと思うと、何だか感慨深いものがありますね。そう考えると今まで私と関わって、今の私の形成に寄与して頂いた方々にも改めて感謝です!





今月対応が必要な事項をリマインドします

**1** 11月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**7月末**までに中間納税をしなければなりません。

**2** 事業者のうち1/1時点で一定金額以上の事業用固定資産があった場合、**7月末**までに償却資産税の第2期分の納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署（消費税のみ）、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**7/31（金）**までに納付の対応をお願い致します。納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

**法人税・地方法人税**については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

**3** 源泉所得税の納期の特例を申請している事業者は、1～6月に支給した給与及び士業に支払った報酬に係る源泉所得税を、**7/10（金）**までに納税をしなければなりません。

→納付書を**7/3**に発送致しますので、到着次第速やかに納付して下さい。

**4** 労働保険に加入している事業者は、**7/10（金）**までに労働保険申告書の作成・労働保険料の納付をしなければなりません。

**5** 社会保険に加入している事業者は、**7/10（金）**までに算定基礎届（年度更新）を提出しなければなりません

→自社で対応が難しいようであれば提携の社会保険労務士をご紹介致しますので、お早めにご相談下さい。

**6** 6月から個人住民税は新事業年度を迎え、従業者の住民税を天引き（特別徴収）して給与を支給している事業者のところに、従業者の住所地の自治体から「特別徴収額決定通知書」及び「納付書」が届いているかと思います。

→6月分と7月分で徴収額が変わる方が多いかと思しますので、しっかり通知書を確認して計算して下さい。年末調整の際、特別徴収で処理を依頼したのにまだ通知書が届いていないという方は、確認致しますのでご連絡下さい。

**7** 令和7年分の所得税の確定申告で一定金額以上の納税があった者（個人事業主など）は、**7月末**までに第1期の予定納税をしなければなりません。しかし前年より大幅に所得が減少した時や法人成りして確定申告での納税額が大幅に減少すると見込まれる時は、あらかじめ「予定納税の減額申請」を**7/31（金）**までに行えば納税額を少なくすることが出来ます。

→予定納税の通知書が届いた方で、ご希望の方はお早めにご相談下さい。



One Point

Study

経営者にとって身近な税務をサクッと解説します

## 「少額減価償却資産の特例」の改正について

「少額減価償却資産」とは、中小企業及び個人事業主における設備投資の促進を目的とし、平成15年（2003年）4月1日に創設された固定資産の分類のひとつです。

こちらには特例が設けられており、その内容とは、対象者が少額減価償却資産を取得した際、事業に供した年度に一括で費用化（経費として計上）でき、年間300万円を上限として即時に費用化できることから、大きな節税につながります。

この制度が「近年の物価上昇」を主な理由として令和8年4月1日から改正されました。

### 改正内容

- ・少額減価償却資産に含むことのできる取得価額が、従来の「30万円未満」から「40万円未満」へ引上げ
- ・適用要件である従業員数の規定が、「500人以下」から「400人以下」へ縮小
- ・適用期間が令和8年3月31日から、令和11年3月31日まで3年延長

### 固定資産・一括償却資産・少額減価償却資産の比較

	固定資産	一括償却資産	少額償却資産
対象資産	取得価額が10万円以上	取得価額が20万円未満	取得価額が40万円未満
償却方法	原則、法定耐用年数に応じて毎期償却	取得価額を3年間にわたって均等償却	事業の用に供した年度に全額を経費計上可能
年間上限額	無し	無し	1事業年度につき300万円
適用条件	無し	無し	・青色申告書を提出している個人事業主または中小企業者 ・常時使用する従業員数が400人以下（資本金または出資金が1億円以下の法人等は300人以下）
償却資産税	対象	対象外	対象

### 注意点

#### 上限額は従来と変わらない

対象となる取得価額は引き上げられましたが、1事業年度に計上できる上限額は300万円であり変更はありません。

#### 償却資産税の対象となる

固定資産と同様に少額減価償却資産は償却資産税の対象となるため、市区町村（東京23区は都税事務所）に申告しなければなりません。

### まとめ

今回の改正内容につきましては、適用要件は若干厳しくなったものの、上限額が引上げられたことで、より設備投資を行いやすい制度になりました。また「固定資産を即時に償却する」ことは節税の一つとして大変便利であり、経営戦略を立てる上で重要な項目になりますので、設備投資の際は併せてご検討いただければと思います。

ご不明点は当事務所までご相談下さい。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介

**① 税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」について、令和8年7月以降は全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称が変更（統一）される予定です ※再案内**

今後税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を書面により提出する場合は、下記URLの各業務センターへ郵送することになります。

[https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu\\_center/pdf/0026003-106.pdf](https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/pdf/0026003-106.pdf)



また業務センターに関する留意点は以下の通りです。

- ・書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- ・電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- ・納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来通り所轄税務署で行います。

**② 令和8年5月25日に「事業性融資の推進等に間する法律（事業性融資推進法）」が施行されました**

これまで中小企業の資金調達は、不動産担保や経営者の個人保証に依存することが多かったのですが、本法施行により無形資産を含む「事業そのものの価値」を担保とした資金調達が可能になります。制度の概要、活用のメリットは下記URLよりご確認ください。

<https://sogyotecho.jp/jigyouseiyuushihou/>



**③ 経済産業省・中小企業庁より、今般の中東情勢を受け、中小企業・小規模事業者向け支援策に関するチラシが公表されました**

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai\\_josei/dl/shien.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai_josei/dl/shien.pdf)

あわせて、関連するウェブページもご案内いたします。

- ・経済産業省：中東情勢関連対策ワンストップポータル  
[https://www.meti.go.jp/chuto\\_josei/](https://www.meti.go.jp/chuto_josei/)
- ・中小企業庁：中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援  
[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai\\_josei/](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai_josei/)
- ・経済産業省資源エネルギー庁：中東情勢を踏まえた石油及び関連製品等に関する対応  
<https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/energysecurity/index.html>



経済産業省



中小企業庁



経済産業省  
資源エネルギー庁

**④ 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認ください**

<https://msg.tokyo-cci.or.jp/mail/u/!?p=v4xS4Ha6P4IT4SBAY>

